

○厚生労働省令第四十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十八日

厚生労働大臣 武見 敬二

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第一条 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

第二十八条の三の二 (略)

第二十八条の三の二 (略)

改 正 前

2・3 (略)

4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条及び第二十八条の三の四において「個人サンプリング測定等」という。）により、有機溶剤の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用させる旨を周知させること。）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。

2・4 (略)

2・4 (略)

第二十八条の三の四 事業者は、第二十八条の三の二第四項第一号

（新設）

及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならない。

- 一 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この項において「作環法」という。）第二条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局长の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したもの又はこれと同等以上の能力を有する者
 - 二 サンプリング（前号のサンプリングのうち、前号の者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。） 前号の者又は都道府県労働局长の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者
 - 三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする有機溶剤に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であつて、次のいずれかに該当するもの
イ 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（口において「第一種作業環境測定士」という。）
ロ 作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）
 - 八 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。）
- 前項第一号及び第二号の講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(鉛中毒予防規則の一部改正)

第一条 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）の一部を次の表のようにより改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

第五十二条の三の二 (略)

2・3 (略)

4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、

前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条及び第五十二条の三の四において「個人サンプリング測定等」という。）により、鉛の濃度を測定し、厚生労働大臣の定め、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用させること）。

（ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。）

2・4 (略)

5・7 (略)

改 正 前

第五十二条の三の二 (略)

2・3 (略)

4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、

前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条において「個人サンプリング測定等」という。）により、鉛の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるとところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。）。

（ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。）

2・4 (略)

5・7 (略)

及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならない。

- 一 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この項において「作環法」という。）第二条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局长の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したもの又はこれと同等以上の能力を有する者。
- 二 サンプリング（前号のサンプリングのうち、前号の者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）前号の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者。
- 三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする鉛の試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であつて次のいずれかに該当するもの
- イ 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（口において「第一種作業環境測定士」という。）
- ロ 作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）
- ハ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。）
- 前項第一号及び第二号の講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第三条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次の表のように改正す

る。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

第三十六条の三の二 (略)

4 2・3

(略)

事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条及び第三十六条の三の四において「個人サンプリング測定等」という。）により、特定化学物質の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に効果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用すること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。）。たゞ、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができます）

5 2・3
9 (略)

改 正 前

第三十六条の三の二 (略)

4 2・3

(略)

事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条において「個人サンプリング測定等」という。）により、特定化学物質の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。）。たゞ、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができます）

5 2・3
9 (略)

第三十六条の三の四 事業者は、第三十六条の三の二第四項第一号

及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならない。

一 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この項において「作環法」という。）

第二条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局长の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したもの又はこれと同等以上の能力を有する者

二 サンプリング（前号のサンプリングのうち、前号の者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）前号の者又は都道府県労働局长の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者

三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする特定化學物質に応じた試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（口において「第一種作業環境測定士」という。）

ロ 作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）ハ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。）

前項第一号及び第二号の講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（金属アーク溶接等作業に係る措置）

第三十八条の二十一（略）

（略）

13 | 第三十六条の三の四の規定は、第二項及び第四項に規定する測

2 | 2 (新設)

12 | 12 (略)

（金属アーク溶接等作業に係る措置）

第三十八条の二十一（略）

（略）

定について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十
六条の三の二第四項第一号及び第五項第一号に規定する個人サン
プリング測定等」とあり、及び同項第三号中「個人サンプリング
測定等」とあるのは「第三十八条の二十一第二項及び第四項に規
定する測定」と、同号中「特定化学物質に応じた」とあるのは「
溶接ヒュームの」と読み替えるものとする。

(粉じん障害防止規則の一部改正)

第四条 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

第二十六条の三の二		改 正 後	
2・3 (略)		2・3 (略)	
4	事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。	4	事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。
1	当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条及び第二十六条の三の四において「個人サンプリング測定等」という。）により、粉じんの濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に對し、有効な呼吸用保護具を使用させること）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定（当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。）	1	当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条において「個人サンプリング測定等」という。）により、粉じんの濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に對し、有効な呼吸用保護具を使用させること）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定（当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。）
2	（略）	（略）	（略）
3	（略）	（略）	（略）
4	（略）	（略）	（略）
5	（略）	（略）	（略）
6	（略）	（略）	（略）
7	（略）	（略）	（略）
第二十六条の三の二		改 正 前	
2・3 (略)		2・3 (略)	
1	（新設）	（略）	（略）
2	（略）	（略）	（略）
3	（略）	（略）	（略）
4	（略）	（略）	（略）
5	（略）	（略）	（略）
6	（略）	（略）	（略）
7	（略）	（略）	（略）

(傍線部分は改正部分)

及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならない。

一 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この項において「作環法」という。）

第二条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局长の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したもの又はこれと同等以上の能力を有する者サンプリング（前号のサンプリングのうち、前号の者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）前号の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者

三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする粉じんの試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（口において「第一種作業環境測定士」という。）

ロ 作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）

ハ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。）前項第一号及び第二号の講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第五条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第

四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

目次

第一章 第一章の六 (略)	第二章の七 登録個人ばく露測定講習機関 (第一条の二の四十四の十七) 第一条の二の四十四の三十二)	第三章の八・第一章の九 (略)	第二章 第十一章 (略)	附則
---------------	---	-----------------	--------------	----

(報告の徴収)

第一条の二の十三 都道府県労働局長は、衛生工学衛生管理者講習の実施のため必要な限度において、登録衛生工学衛生管理者講習機関に対し、衛生工学衛生管理者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(登録)
第一章の七 登録個人ばく露測定講習機関

第一条の二の四十四の十七 有機溶剤中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。) 第二十八条の三の四第一項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。) 第五十二条の三の四第一項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。) 第三十六条の三の四第一項 (特化則第三十八条の二十一第十三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この章において同じ。) 第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則 (昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。) 第二十六条の三の四第一

改正前

第一章 第一章の六 (略)	第二章の七・第一章の八 (略)	第二章 第十一章 (略)	附則
---------------	-----------------	--------------	----

(新設)

第一条の二の十三 都道府県労働局長は、衛生工学衛生管理者講習の実施のため必要な限度において、衛生工学衛生管理者講習機関に対し、衛生工学衛生管理者講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(報告の徴収)
(新設)

第一条の二の四十四の十七 有機溶剤中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。) 第二十八条の三の四第一項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。) 第五十二条の三の四第一項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。) 第三十六条の三の四第一項 (特化則第三十八条の二十一第十三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この章において同じ。) 第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則 (昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。) 第二十六条の三の四第一

項第一号及び第二号の登録（この項を除き、以下この章において単に「登録」という。）は、次の表の上欄に掲げる登録に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習（以下この章において「個人ばく露測定講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

有機則第二十八条の三 の四第一項第一号、鉛 則第五十二条の三の四 第一項第一号、特化則 第三十六条の三の四第 一項第一号及び粉じん 則第二十六条の三の四 第一項第一号の登録	有機則第二十八条の三 の四第一項第二号、鉛 則第五十二条の三の四 第一項第二号、特化則 第三十六条の三の四第 一項第二号及び粉じん 則第二十六条の三の四 第一項第二号の登録	デザイン及びサンプリングに関する講習（以下この章において「デザイン等講習」という。）
登録の申請をしようとする者は、登録個人ばく露測定講習機関 登録申請書（様式第一号）に次の書類を添えて、当該者が個人ば く露測定講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（ 以下この章において「所轄都道府県労働局長」という。）に提出 しなければならない。 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記 事項証明書 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し		

- 三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書面
四 次の事項を記載した書面
- イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴
ロ 申請に係る個人ばく露測定講習の業務を管理する者の氏名
及び略歴
- ハ 申請に係る個人ばく露測定講習の講師の氏名、略歴及び担当する個人ばく露測定講習の講習科目
- 二 申請に係る個人ばく露測定講習に用いる機械器具その他の設備の種類、数、性能及びそれらの所有又は借入れの別
- ホ 個人ばく露測定講習の業務以外の業務を行つているときは、その業務の種類及び概要
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第一条の二の四十四の十九第一項各号の要件に適合していることを証する事項

(欠格条項)

- 第一条の二の四十四の十八の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
- 一 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第一条の二の四十四の二十八の規定により登録を取り消された、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

- 第一条の二の四十四の十九、都道府県労働局長は、第一条の二の四十四の十七の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。
- 一 次に掲げる個人ばく露測定講習を行うために必要な機械器具
- その他の設備を有し、これを用いて個人ばく露測定講習を行う

(新設)

ものであること。

試料採取器

分粒装置

ハロイド検知管式ガス測定器

相対濃度測定器

二ハロイド個人ばく露測定講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めること。

イデザイン等講習にあつては、次のとおりであること。

個人ばく露測定概論

デザインに関する知識

サンプリングに関する知識

サンプリング講習にあつては、次のとおりであること。

サンプリング及びサンプリング

サンプリングに関する知識

サンプリング講習にあつては、次のとおりであること。

サンプリング

サンプリングに関する知識

講習科目	条件
個人ばく露測定概論	一 専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験

			デザインに関する知識	
			二 識経験を有する者	二 を有するもの
労働衛生関係法令	サンプリングに関する知識		一 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	一 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
一 専門学校を卒業した者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの	一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	一 作業環境測定士（作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第四号に規定する作業環境測定士をいう。以下同じ。）の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	一 作業環境測定士（作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第四号に規定する作業環境測定士をいう。以下同じ。）の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

			二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
	デザイン及びサンプリング	一 作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの	口 サンプリング講習にあつては、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。
個人ばく露測定概論	講習科目	条件	
一 専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	化学物質管理概論	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	

二	前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者	二	前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
一	サンプリングに関する知識	一	作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの
二	労働衛生関係法令	二	前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

一	サンプリング	一	学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの
二	サンプリング	二	前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

四 個人ばく露測定講習の業務を管理する者が置かれていること

- 2 登録は、登録個人ばく露測定講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。
- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

氏名

- 三 事務所の名称及び所在地
四 デザイン等講習又はサンプリング講習の別

(登録の更新)

第一条の二の四十四の二十 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(実施義務)

第一条の二の四十四の二十一 登録を受けた者（以下この章において「登録個人ばく露測定講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した個人ばく露測定講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に個人ばく露測定講習を行わなければならない。

一 個人ばく露測定講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項

二 個人ばく露測定講習の講師の氏名

2 登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、実施計画届出書（様式第一号の二）に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 登録個人ばく露測定講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、実施計画変更届出書（様式第一号の三）を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

4 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を修了した者に対し、遅滞なく、修了証を交付しなければならない。

5 登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施した個人ばく露測定講習の結果について、個人ばく露測定講習実施結果報告書（様式第一号の四）を所轄都

(新設)

道府県労働局長に提出しなければならない。

(変更の届出)

第一条の二の四十四の二十二、登録個人ばく露測定講習機関は、第一条の二の四十四の十九第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、登録個人ばく露測定講習機関登録事項変更届出書（様式第一号の五）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(業務規程)

第一条の二の四十四の二十三、登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載した個人ばく露測定講習の業務に関する規程を定め、業務規程届出書（様式第二号）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

- 一 個人ばく露測定講習の実施方法
- 二 個人ばく露測定講習に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 個人ばく露測定講習の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 個人ばく露測定講習の講習科目及び時間に関する事項
- 六 個人ばく露測定講習の修了証の発行に関する事項
- 七 個人ばく露測定講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- 八 個人ばく露測定講習の実施に関する計画に関する事項
- 九 第一条の二の四十四の二十五第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、個人ばく露測定講習の業務に関する事項
- 十一 登録個人ばく露測定講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、業務規程変更届出書（様式第三号）

を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第一条の二の四十四の二十四 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとときは、あらかじめ、個人ばく露測定講習業務休廃止届出書（様式第四号）を所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第一条の二の四十四の二十五 登録個人ばく露測定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

2 個人ばく露測定講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録個人ばく露測定講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録個人ばく露測定講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子

(新設)

計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

口
磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを作成する方法

(適合命令)

第一条の二の四十四の二十六 都道府県労働局長は、登録個人ばく露測定講習機関が第一条の二の四十四の十九第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録個人ばく露測定講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第一条の二の四十四の二十七 都道府県労働局長は、登録個人ばく露測定講習機関が第一条の二の四十四の二十一第一項の規定に違反していると認めるとときは、その登録個人ばく露測定講習機関に対し、個人ばく露測定講習を行うべきこと又は個人ばく露測定講習の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第一条の二の四十四の二十八 都道府県労働局長は、登録個人ばく露測定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 第一条の二の四十四の十八第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

(新設)

(新設)

- 二 第一条の二の四十四の二十一から第一条の二の四十四の二十四まで、第一条の二の四十四の二十五第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第一条の二の四十四の二十五第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿)

- 第一条の二の四十四の二十九 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を行つたときは、個人ばく露測定講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及び修了証の番号を記載した帳簿を備え、個人ばく露測定講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。
- 2 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。
- 一 デザイン等講習又はサンプリング講習の別
- 二 個人ばく露測定講習の講習科目及び時間
- 三 個人ばく露測定講習を行つた年月日
- 四 個人ばく露測定講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項
- 五 個人ばく露測定講習の結果
- 六 その他個人ばく露測定講習に関し必要な事項
- 3 登録個人ばく露測定講習機関は、個人ばく露測定講習の業務の廃止をした場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失つた場合を含む。）には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局长に引き渡さなければならない。

(報告の微収)

第一条の二の四十四の三十 都道府県労働局長は、個人ばく露測定

(新設)

(新設)

講習の実施のため必要な限度において、登録個人ばく露測定講習機関に対し、個人ばく露測定講習事務又は経理の状況に關し報告させることができる。

(所轄都道府県労働局長による個人ばく露測定講習の実施)

第一条の二の四十四の三十一　所轄都道府県労働局長は、その管轄区域内に登録を受ける者がいない場合、第一条の二の四十四の二十四の規定による個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出があつた場合、第一条の二の四十四の二十八の規定により登録を取り消し、若しくは登録個人ばく露測定講習機関に対し個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は登録個人ばく露測定講習機関が天災その他の事由により個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合その他必要があると認める場合は、当該個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　登録個人ばく露測定講習機関は、前項の規定により所轄都道府県労働局長が個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次の事項を行わなければならない。

一　所轄都道府県労働局長に当該個人ばく露測定講習の業務並びに当該個人ばく露測定講習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二　その他所轄都道府県労働局長が必要と認める事項。

(公示)

第一条の二の四十四の三十二　都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を当該都道府県労働局のウェブサイトに掲載しなければならない。

登録をしたとき。

一　登録個人ばく露測定講習機関の氏名又は名称及び住所並びに

(新設)

(新設)

法人にあつては、その代表者の

氏名

二 個人ばく露測定講習の業務を行なう事務所の名称及び所在地

三 行うことができる個人ばく露測定講習

四 登録した年月日

第一条の二の四十四の二
十二条の規定による第一条
の二の四十四の十九第二
項第二号の事項の変更の
届出があつたとき。

一 変更前及び変更後の登録個人
ばく露測定講習機関の氏名又は
名称及び住所並びに法人にあつ
ては、その代表者の氏名

二 變更する年月日

第一条の二の四十四の二
十二条の規定による第一条
の二の四十四の十九第二
項第三号の事項の変更の
届出があつたとき。

一 登録個人ばく露測定講習機関
の氏名又は名称
二 變更前及び変更後の個人ばく
露測定講習の業務を行なう事務所
の名称及び所在地

三 變更する年月日

第一条の二の四十四の二
十四条の規定による届出が
あつたとき。

一 個人ばく露測定講習の業務の
全部又は一部を休止し、又は廢
止する登録個人ばく露測定講習
機関の氏名又は名称及び住所並
びに法人にあつては、その代表
者の氏名
二 休止し、又は廃止する個人ば
く露測定講習の業務の範囲
三 個人ばく露測定講習の業務の
全部又は一部を休止し、又は廃

第一条の二の四十四の二 十八の規定により登録を取り消し、又は個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	第一条の二の四十四の二 十八の規定により登録を取り消し、又は個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一 登録個人ばく露測定講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人につては、その代表者の氏名 二 登録を取り消し、又は個人ばく露測定講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた個人ばく露測定講習の範囲及びその期間	四 止する年月日 全部又は一部を休止しようと/orる場合にあつては、その期間
前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長が個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。 前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長が自ら行っていた個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長が個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を行なうものとするとき。	一 個人ばく露測定講習の業務の全部又は一部を行うものとした年月日 二 行うものとする個人ばく露測定講習の業務の範囲及びその期間	

(登録基準)

第十九条の二十四の二の三 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ 動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで(前号イの学科研修のうち関係法令に係るもの)の講師については、次の(1)から(5)まで)のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1) (4) (略)

(5) 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有する者と認める者

2
ローチ (略)
三・四 (略)

(登録)

第十九条の二十四の二の十六 粉じん則第二十六条第三項の登録
以下第十九条の二十四の四第一項第二号を除き、この章において單に「登録」という。)は、同項の較正(以下この章において單に「較正」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(登録基準)

第十九条の二十四の二の三 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の規定により登録を申請した者が次の各号に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 検査業者検査員研修の講師が、次の要件を満たす者であること。

イ 動力プレス検査員研修の講師については、次の(1)から(4)まで(前号イの学科研修のうち関係法令に係るもの)の講師については、次の(1)から(5)まで)のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

(1) (4) (略)

(5) 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。(以下同じ。)で、その後一年以上安全の実務に従事した経験を有するもの及び厚生労働大臣がその者と同等以上の知識経験を有すると認める者

2
ローチ (略)
三・四 (略)

(登録)

第十九条の二十四の二の十六 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。)第二十六条第三項の登録(以下第十九条の二十四の四第一項第二号を除き、この章において單に「登録」という。)は、同項の較正(以下この章において單に「較正」という。)は、同項の較正(以下この章

において単に「較正」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 (略)

(登録基準)

第十九条の二十四の四 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 実施管理者として、作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)別表第一号の作業場の種類について登録を受けている作業環境測定法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士が置かれること。

2 三 (略)

(略)

(登録基準)

第十九条の二十四の四 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 実施管理者として、作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)別表第一号の作業場の種類について登録を受けている作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士が置かれること。

2 三 (略)

(略)

様式第一号を次のように改める。



様式第1号（第1条の2、第1条の2の2の16、第1条の2の44の17、第19条の24の2、
第19条の24の2の16、第19条の24の17、第19条の24の32、第21条、第25条の4、第53条関
係）

登録 [機関登録申請書]

登 錄 番 号	
登 錄 年 月 日	年 月 日
申請者の氏名又は名称及び法人に あつては、その代表者の氏名	
申 請 者 の 住 所	電話 ()
事務所の名称及び所在地	
登録を受けようとする区分	
講習、較正、教習又は研修を行う 予定場所	

年 月 日

申請者

取 入
印 紙

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

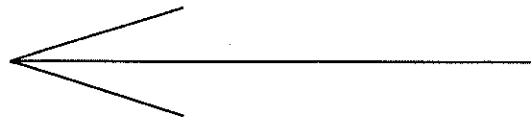
- 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「個人ばく露測定講習」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- この届出書は、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあつては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあつては都道府県労働局長に提出すること。
- 登録番号及び登録年月日の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。
- 登録を受けようとする区分の欄は、安全衛生推進者等養成講習にあつては、安全衛生推進者養成講習又は衛生推進者養成講習の別を、個人ばく露測定講習にあつては、デザイン等講習又はサンプリング講習の別を、検査業者検査員研修にあつては、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の2第1項の表の下欄に掲げる研修の別を、教習にあつては同令第20条各号の区分を、コンサルタント講習にあつては安全に関する講習又は衛生に関する講習の別を、計画作成参画者研修にあつては工事に関する研修又は仕事に関する研修の別を記入すること。
- 登録教習機関の登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領收証

書を裏面に貼り付けること。

6 登録教習機関の登録の更新の申請を行う場合には、手数料額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。また、収入印紙は、申請者において消印しないこと。

7 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第一号の二を次のように改める。



様式第1号の2 (第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係)

実施計画届出書

登録番号	
届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	電話()
事業年度	年月日～年月日

年月日

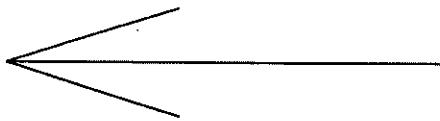
届出者

厚生労働大臣
都道府県労働局長

備考

この届出書は、登録検査業者検査員研修機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関及び登録ボイラー実技講習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

様式第一号の三を次のように改める。



この用法は、第一号の二と同様である。即ち、左側に矢印を置く場合は、矢頭を左側にし、矢尾を右側にすればよい。左側に矢印を置く場合は、矢頭を左側にし、矢尾を右側にすればよい。

様式第1号の3（第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2
4の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

実施計画変更届出書

登録番号		
届出者の氏名又は名称		
届出者の住所		電話（　　）
変更事項	変更前	
	変更後	
変更しようとする年月日		
変更の理由		

年　月　日

届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 この届出書は、登録検査業者検査員研修機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関及び登録ボイラー実技講習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 2 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第一号の四を次のように改める。



様式第1号の4（第1条の2の2の4、第1条の2の5、第1条の2の44の21、第19条の2の2の5、第19条の24の21、第19条の24の36、第25条の8、第57条関係）

（ ） 実施結果報告書

登録番号			登録年月日	
報告者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名				
報告者の住所	電話			
報告対象期間	年月日から	年月日まで		
講習・研修の名称	実施期日	実施場所	受講者数	修了者数

年 月 日

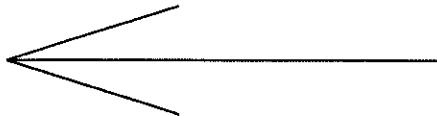
報告者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「個人ばく露測定講習」、「検査業者検査員研修」、「発破実技講習」、「ボイラ実技講習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- この報告書は、登録検査業者検査員研修機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関及び登録ボイラ実技講習機関にあっては登録を受けた都道府県労働局長に提出すること。
- 「講習・研修の名称」欄には、安全衛生推進者等養成講習にあっては「安全衛生推進者養成講習」又は「衛生推進者養成講習」を、個人ばく露測定講習にあっては、「デザイン等講習」又は「サンプリング講習」を、コンサルタント講習にあっては「安全に関する講習」又は「衛生に関する講習」を、検査業者検査員研修にあっては、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第19条の2第1項の表の下欄に掲げる研修の別を、計画作成参画者研修にあっては「工事に関する研修」又は「仕事に関する研修」を分けて記入すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第一号の五を次のように改める。



様式第1号の5(第1条の2の2の5、第1条の2の6、第1条の2の44の7、第1条の2の44の22、第1条の5の2、第5条の2、第14条の2、第19条の6の2、第19条の24の2の6、第19条の24の7、第19条の24の22、第19条の24の37、第22条の2、第25条の9、第58条関係)

登録 [] 機関登録事項変更届出書

登 録 番 号		
届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名		
届 出 者 の 住 所	電話 ()	
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変更しようとする年月日		
変 更 の 理 由		

年 月 日

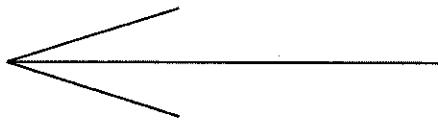
届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「個人ばく露測定講習」、「製造時等検査」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラ実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラ実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 法人の代表者の氏名を変更する場合にあっては、変更後の代表者の略歴を記載した書面を添付すること。
- この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第二号を次のように改める。



様式第2号（第1条の2の2の6、第1条の2の7、第1条の2の44の8、第1条の2の4
4の23、第1条の6、第6条、第15条、第19条の7、第19条の24の2の7、第19条の24の
8、第19条の24の23、第19条の24の38、第23条、第25条の10、第59条関係）

業務規程届出書

登録番号	
届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	電話()
業務開始予定期年月日	

年 月 日

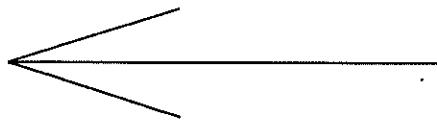
届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。

様式第三号を次のように改める。



様式第3号（第1条の2の2の6、第1条の2の7、第1条の2の44の8、第1条の2の4
4の23、第1条の6、第6条、第15条、第19条の7、第19条の24の2の7、第19条の24の
8、第19条の24の23、第19条の24の38、第23条、第25条の10、第59条関係）

業務規程変更届出書

登録番号		
届出者の氏名又は名称		
届出者の住所	電話（　）	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更しようとする年月日		
変更の理由		

年　月　日

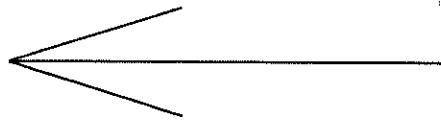
届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第四号を次のように改める。



（四） 様式第三号を次のように改める。
（五） 様式第四号を次のように改める。
（六） 様式第五号を次のように改める。
（七） 様式第六号を次のように改める。
（八） 様式第七号を次のように改める。
（九） 様式第八号を次のように改める。
（十） 様式第九号を次のように改める。
（十一） 様式第十号を次のように改める。
（十二） 様式第十一号を次のように改める。
（十三） 様式第十二号を次のように改める。
（十四） 様式第十三号を次のように改める。
（十五） 様式第十四号を次のように改める。
（十六） 様式第十五号を次のように改める。
（十七） 様式第十六号を次のように改める。
（十八） 様式第十七号を次のように改める。
（十九） 様式第十八号を次のように改める。
（二十） 様式第十九号を次のように改める。

様式第4号（第1条の2の2の7、第1条の2の8、第1条の2の44の9、第1条の2の4の24、第1条の7、第7条、第16条、第19条の8、第19条の24の2の8、第19条の24の9、第19条の24の24、第19条の24の39、第23条の2、第25条の11、第60条関係）

{ } 業務休廃止届出書

1	登録番号	
2	届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	
3	届出者の住所	電話 ()
4	(休止・廃止)しようとする業務の範囲	
5	(休止・廃止)年月日	
6	休止の期間	
7	(休止・廃止)の理由	

年 月 日

届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 表題には、「衛生工学衛生管理者講習」、「安全衛生推進者等養成講習」、「適合性証明」、「個人ばく露測定講習」「製造時等検査」、「性能検査」、「個別検定」、「型式検定」、「検査業者検査員研修」、「較正」、「発破実技講習」、「ボイラー実技講習」、「教習」、「コンサルタント講習」及び「計画作成参画者研修」のうち、該当する文字を記入すること。
- この届出書は、登録適合性証明機関、登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、登録検査業者検査員研修機関、登録較正機関、登録コンサルタント講習機関及び登録計画作成参画者研修機関にあっては厚生労働大臣に、登録衛生工学衛生管理者講習機関、登録安全衛生推進者等養成講習機関、登録個人ばく露測定講習機関、登録発破実技講習機関、登録ボイラー実技講習機関及び登録教習機関にあっては都道府県労働局長に提出すること。
- 4、5及び7の欄中 () 内は、該当しない文字を抹消すること。

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)

第六条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後		改 正 前	
別表第一（第三条及び第四条関係）		別表第一（第三条及び第四条関係）		別表第一（第三条及び第四条関係）	
表一		表一		表一	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	表二～表四 (略)	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第十四号）	第一条の二の四十第一項の規定による帳簿の保存	第一条の二の四十第一項の規定による帳簿の保存	第一条の二の四十第一項の規定による帳簿の保存
(略)	(略)	第一条の二の四十四の二十九第一項の規定による帳簿の保存	第一条の二の四十四の二十九第一項の規定による帳簿の保存	第一条の二の四十四の二十九第一項の規定による帳簿の保存	第一条の二の四十四の二十九第一項の規定による帳簿の保存
(略)	(略)	第一条の九の規定による帳簿の保存	第一条の九の規定による帳簿の保存	第一条の九の規定による帳簿の保存	第一条の九の規定による帳簿の保存
(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	表一～表四 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

労働安全衛生法及び これに基づく命令に 係る登録及び指定に 関する省令	(略)
第一条の二の四十第一項の規定によ る帳簿の記載	(略)
第一条の二の四十四の二十九第一項 の規定による帳簿の記載	(略)
第一条の九の規定による帳簿の記載	(略)

別表第三（第八条及び第九条関係）

労働安全衛生法及び これに基づく命令に 係る登録及び指定に 関する省令	(略)
第一条の二の九第二項第一号の規定 による財務諸表等の閲覧又は謄写	(略)
第一条の二の四十四の二十五第二項 第一号の規定による財務諸表等の閲 覧又は謄写	(略)
第十九条の二十四の二の九第二項第 一号の規定による財務諸表等の閲覧	(略)

別表第三（第八条及び第九条関係）

労働安全衛生法及び これに基づく命令に 係る登録及び指定に 関する省令	(略)
第一条の二の四十第一項の規定によ る帳簿の記載	(新設)
第一条の九の規定による帳簿の記載	(略)
第一条の二の九第二項第一号の規定 による財務諸表等の閲覧又は謄写	(略)

労働安全衛生法及び これに基づく命令に 係る登録及び指定に 関する省令	(略)
第一条の二の九第二項第一号の規定 による財務諸表等の閲覧又は謄写	(略)
第一条の二の四十四の二十五第二項 第一号の規定による財務諸表等の閲 覧又は謄写	(新設)
第十九条の二十四の二の九第二項第 一号の規定による財務諸表等の閲覧	(略)

別表第四（第十条及び第十二条関係）

表一

（略）	（略）	（略）	又は謄写
-----	-----	-----	------

（略）	（略）	（略）	（略）
労働安全衛生法及び これに基づく命令に 係る登録及び指定に 関する省令	第一条の二の九第二項第二号の規定 による財務諸表等の謄本又は抄本の 交付	第一条の二の九第二項第二号の規定 による財務諸表等の謄本又は抄本の 交付	（略）

第一条の二の四十四の二十五第二項 第二号の規定による財務諸表等の謄 本又は抄本の交付
--

第十九条の二十四の二の九第二項第 二号の規定による財務諸表等の謄本 又は抄本の交付

（略）	（略）	（略）	（略）
-----	-----	-----	-----

表二（略）

別表第四（第十条及び第十二条関係）

表一

（略）	（略）	（略）	又は謄写
-----	-----	-----	------

（略）	（略）	（新設）	（略）
労働安全衛生法及び これに基づく命令に 係る登録及び指定に 関する省令	第一条の二の九第二項第二号の規定 による財務諸表等の謄本又は抄本の 交付	（略）	（略）

（略）

第十九条の二十四の二の九第二項第 二号の規定による財務諸表等の謄本 又は抄本の交付

（略）

表二（略）

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、令和六年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出されている第五条の規定による改正前の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「旧規則」という。）様式第一号による登録機関登録申請書、旧規則様式第一号の二による実施計画届出書、旧規則様式第一号の三による実施計画変更届出書、旧規則様式第一号の四による実施結果報告書、旧規則様式第一号の五による登録機関登録事項変更届出書、旧規則様式第二号による業務規程届出書、旧規則様式第三号による業務規程変更届出書及び旧規則様式第四号による業務休廃止届出書は、同条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「新規則」という。）様式第一号による登録機関登録申請書、新規則様式第一号の二による実施計画届出書、新規則様式第一号の三による実施計画変更届出書、新規則様式

第一号の四による実施結果報告書、新規則様式第一号の五による登録機関登録事項変更届出書、新規則様式第二号による業務規程届出書、新規則様式第三号による業務規程変更届出書及び新規則様式第四号による業務休廃止届出書とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧規則様式第一号による登録機関登録申請書、旧規則様式第一号の二による実施計画届出書、旧規則様式第一号の三による実施計画変更届出書、旧規則様式第一号の四による実施結果報告書、旧規則様式第一号の五による登録機関登録事項変更届出書、旧規則様式第二号による業務規程届出書、旧規則様式第三号による業務規程変更届出書及び旧規則様式第四号による業務休廃止届出書については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(準備行為)

第三条 新規則第一条の二の四十四の十七第一項の登録を受けようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 都道府県労働局長は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新規則第一条の二の四十四の十八及び第一条の二の四十四の十九の規定の例により、その登録をすることができる

る。この場合において、当該登録は、施行日以後は、新規則第一条の二の四十四の十九の登録とみなす。

- 3 前項の登録を受けた者は、施行日前においても、新規則第一条の二の四十四の二十一第二項、第三項及び第五項、第一条の二の四十四の二十二から第一条の二の四十四の二十四まで並びに第一条の二の四十四の二十五第一項の規定の例により、個人ばく露測定講習の実施に関する計画を届け出ことその他の個人ばく露測定講習を実施するに当たつて必要な行為（以下この項において「届出等」という。）をすることができる。この場合において、当該届出等は、施行日以後は、それぞれ新規則第一条の二の四十四の二十一第二項、第三項及び第五項、第一条の二の四十四の二十二から第一条の二の四十四の二十四まで並びに第一条の二の四十四の二の四十四の二十五第一項の規定による届出等とみなす。

- 4 都道府県労働局長は、施行日前においても、新規則第一条の二の四十四の二十六から第一条の二の四十四の二十八まで及び第一条の二の四十四の三十から第一条の二の四十四の三十二までの規定の例により、第二項の登録を受けた者に対し、その登録の要件に適合するため必要な措置を探るべき」とを命ずることその他の必要な行為（以下この項において「命令等」という。）をすることができる。この場合において、当該命令等は、施行日以後は、それぞれ新規則第一条の二の四十四の二十六から第一条の二の四十四

の二十八まで及び第一条の二の四十四の三十から第一条の二の四十四の三十二までの規定による命令等とみなす。

第四条 個人ばく露測定講習を受けようとする者その他の利害関係人は、施行日前においても、新規則第一条の二の四十四の二十五第二項の規定の例により、同条第一項に規定する財務諸表等に係る請求を行うことができる。

2 前条第二項の登録を受けた者は、施行日前においても、新規則第一条の二の四十四の二十一第一項の規定の例により、個人ばく露測定講習を実施することができる。

3 前条第二項の登録を受けた者は、前項の規定により個人ばく露測定講習を実施した場合には、施行日前においても、新規則第一条の二の四十四の二十一第四項の規定の例により、修了証の交付を行うことができる。この場合において、当該修了証の交付は、施行日以後は、新規則第一条の二の四十四の二十一第四項の規定による修了証の交付とみなす。

4 前条第二項の登録を受けた者は、第二項の規定により個人ばく露測定講習を実施した場合には、施行日前においても、新規則第一条の二の四十四の二十九の規定の例により、帳簿の保存及び引渡しを行うこと

がござる。